

**第6期宇佐市障がい福祉計画**  
**第2期宇佐市障がい児福祉計画**

**令和3年3月**  
**大分県 宇佐市**

## 目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 法的位置づけ	1
(2) 関連計画との整合性	1
(3) 計画の期間	2
(4) 基本方針の見直しについて	3
3. 計画の策定・推進体制	5
(1) 策定体制	5
(2) 推進体制及び達成状況の分析・評価	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1. 人口世帯	7
(1) 人口の状況	7
2. 障がい者手帳等の所持者数	8
(1) 身体障がい者	8
(2) 知的障がい者	9
(3) 精神障がい者	9
3. 障がい者の医療制度	10
4. 地域資源の状況	11
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所	11
(2) 相談支援	12
5. 関係団体ヒアリング調査の概要	12
(1) 実施概要	12
(2) ヒアリング調査結果概要	13
(3) アンケート「こんな宇佐市になったらいいなあ」アンケート結果	14
第3章 障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）	16
1. 障がい福祉サービスの見込量	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	18
(4) 相談支援	19
(5) 障がい児支援	20
2. 地域生活支援事業の見込量	22
(1) 必須事業	22
(2) 任意事業	27
3. その他の見込量	31
第4章 成果目標	32
令和5年度末の目標	32

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（法第88条第1項）においては、障がい者及び障がい児が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国の定める基本指針に即して、障がい福祉計画を策定することが定められています。

宇佐市では、平成18年度に、計画期間を平成18年度から20年度の3年間とする第1期の宇佐市障がい者福祉計画を策定し、3年ごとに見直しを行ってきました。

平成30年3月に障害者基本法（法第11条第3項）に基づき、障がいのある人に関わるすべての施策の基本的な方向を定める「第3次宇佐市障がい者計画」を策定し、その前半期間（平成30～令和2年度）の障がい福祉サービスや支援の提供体制等に関する実施計画として「第5期宇佐市障がい福祉計画」「第1期宇佐市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画においては、第3次宇佐市障がい者計画の後半期間（令和3年～5年度）の障がい福祉サービス・障がい児通所支援等サービスや支援の提供体制等に関する実施計画として策定します。

## 2. 計画の位置づけ

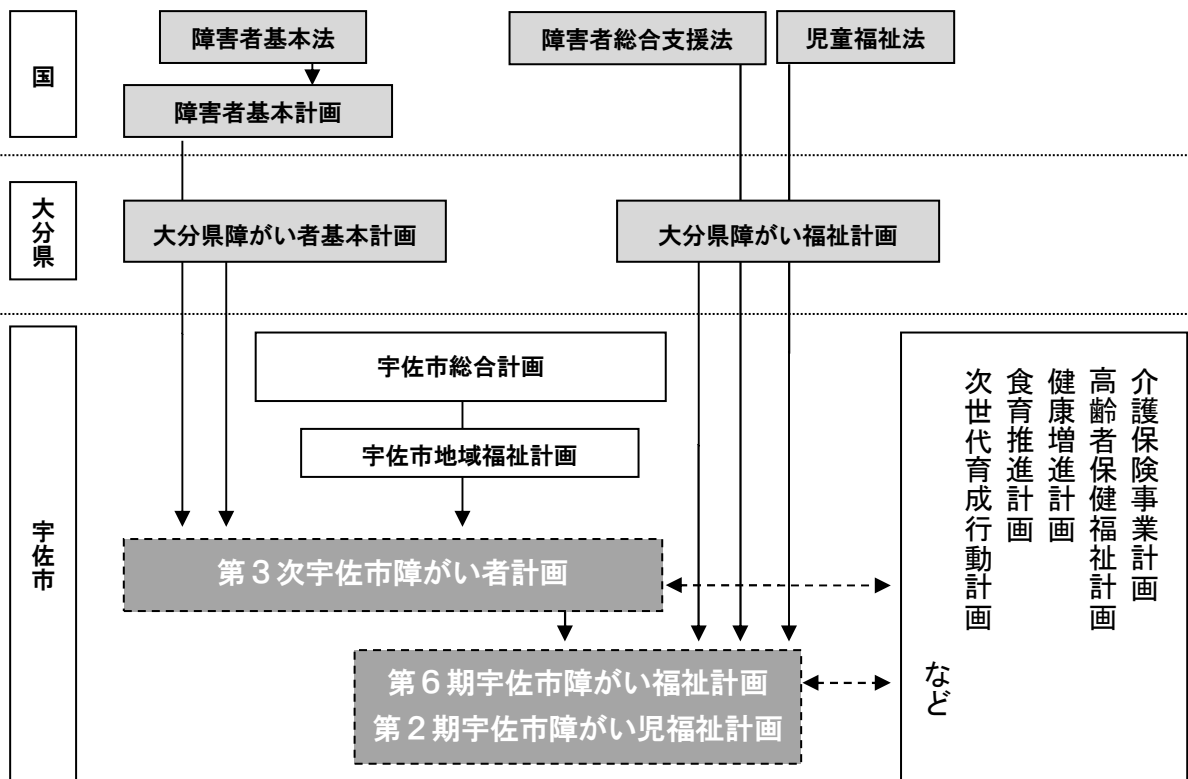
### （1）法的位置づけ

本計画は「第3次宇佐市障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「第6期宇佐市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第2期障がい児福祉計画」を一体の計画とし策定するもので、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量、児童通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

### （2）関連計画との整合性

本計画は、宇佐市の基本的な計画である「宇佐市総合計画」及び福祉の基本計画となる「宇佐市地域福祉計画」に基づく「第3次宇佐市障がい者計画」を上位計画とし、障がい福祉サービスや児童通所支援等の提供体制等に関する実施計画として位置づけられるもので、国の「障害者基本方針」、大分県の「大分県障がい福祉計画」を基本として踏まえ、国、県と連携してともに施策を進めるものとし、また、市のその他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表 計画の位置づけと関連計画



**(3) 計画の期間**

「第3次宇佐市障がい者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間、「第6期宇佐市障がい福祉計画」「第2期宇佐市障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表 計画期間

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第2次宇佐市障がい者計画 *平成24年度～			第3次宇佐市障がい者計画					
第4期障がい福祉計画								
			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

#### **(4) 基本方針の見直しについて**

市町村・都道府県の障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）は、現行の計画期間が令和2年度末までとなっています。国は、直近の障害保健福祉施策の動向を踏まえ、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に関する基本指針の見直しの主なポイントを以下のように取りまとめました。

##### **【① 地域における生活の維持及び継続の推進】**

地域における生活の維持及び継続を推進するため、地域生活支援拠点等の整備を一層進める。また、その機能の充実のため整備後も地域のニーズ・課題に答えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う場を年1回以上設置する。

##### **【② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】**

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

##### **【③ 就労定着に向けた支援】**

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援や、就労移行支援事業等を活用し一般就労への移行を支援する。

##### **【④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築】**

児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

##### **【⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組】**

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進する。また、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。

##### **【⑥ 発達障がい者支援の一層の充実】**

発達障がい者及び発達障がい児の早期把握・早期支援のためには、発達障がい者やその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な地域や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の充実を図る。

**【⑦ 社会参加の促進】 新規**

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。

**【⑧ 相談支援体制の充実・強化等】 新規**

相談支援体制に関して、様々な障がい種別やニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を構築するため、地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成を行うとともに連携を図る。

**【⑨ 障がい福祉サービスの質の向上・福祉人材の確保】 新規**

障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む。

### 3. 計画の策定・推進体制

#### (1) 策定体制

本計画は、相談支援事業所、福祉サービス事業所、保健・医療関係者、学校関係者、障がいのある方、保護者（または家族）、行政により設置されている宇佐市自立支援協議会による審議を経て策定されました。

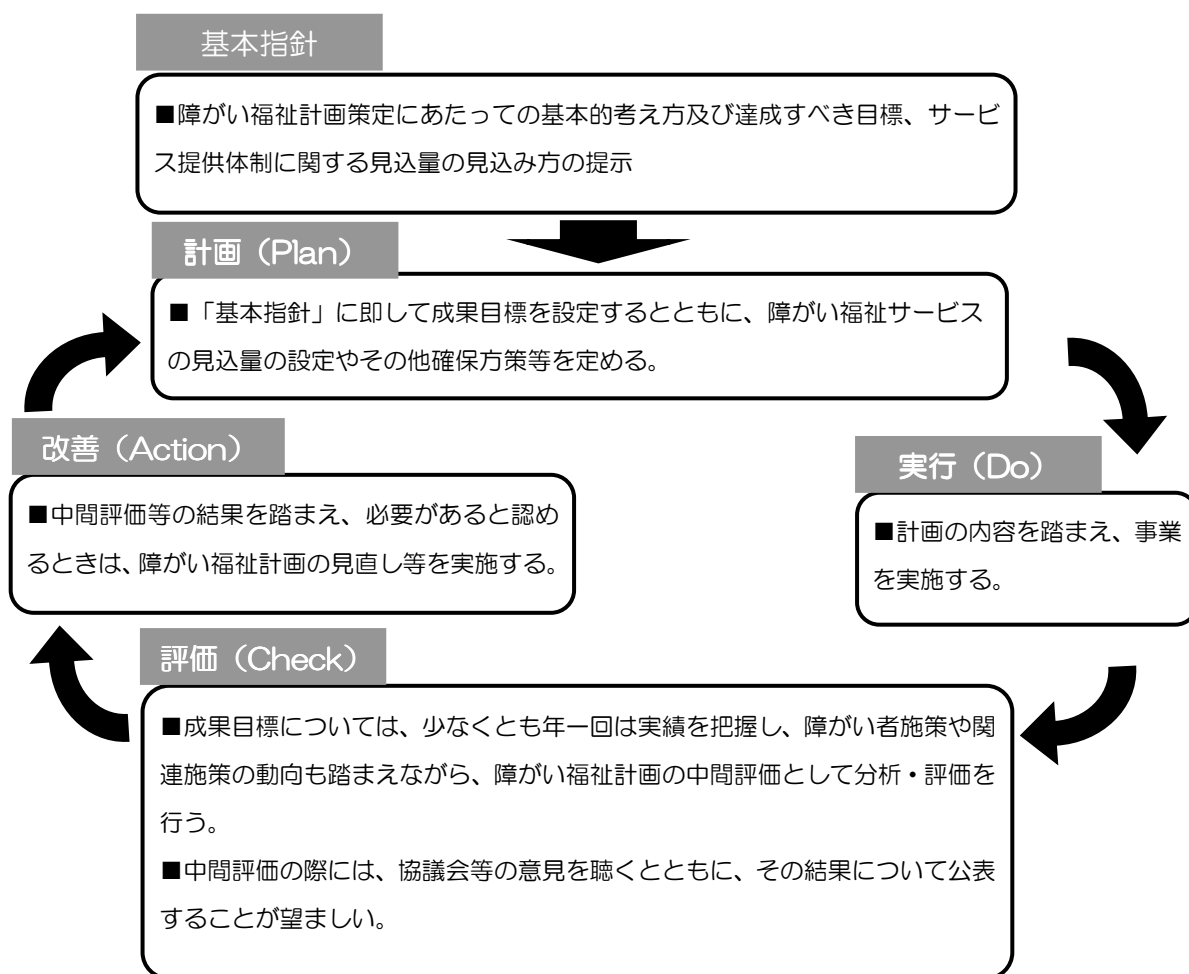
#### (2) 推進体制及び達成状況の分析・評価

##### 市の推進体制と計画の進行管理

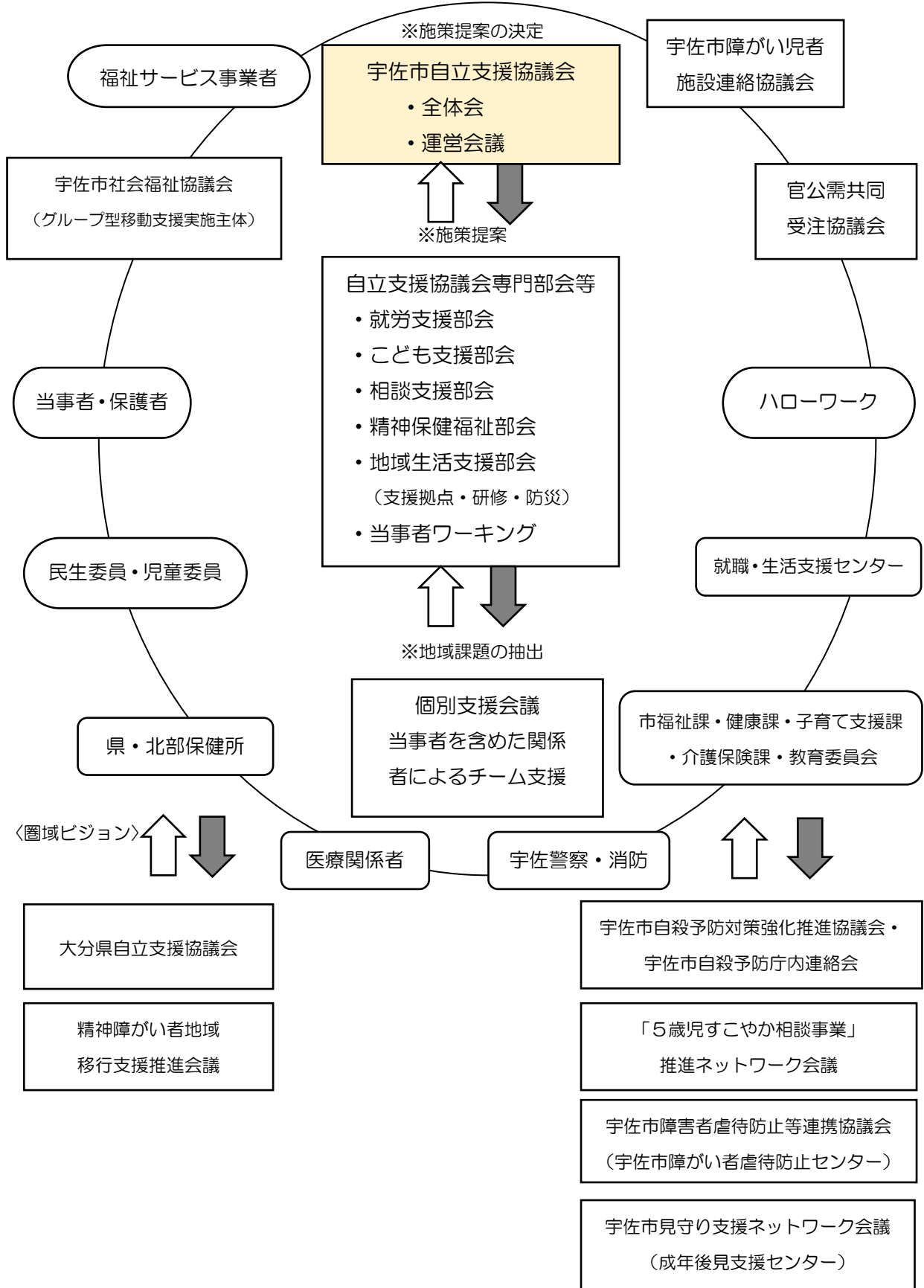
本計画は、自立支援協議会及びその各部会（「ともに生きる」ネットワーク）に参加している関係者や障がいのある人とその家族によって、市内及び周辺圏域の福祉、療育、教育、保健、医療、就労の各分野の関係者との連携・協働により推進します。

また、計画の達成状況については、毎年度、自立支援協議会に報告し、その分析・評価を行います。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



「ともに生きる」ネットワーク ～宇佐市自立支援協議会と連携機関～





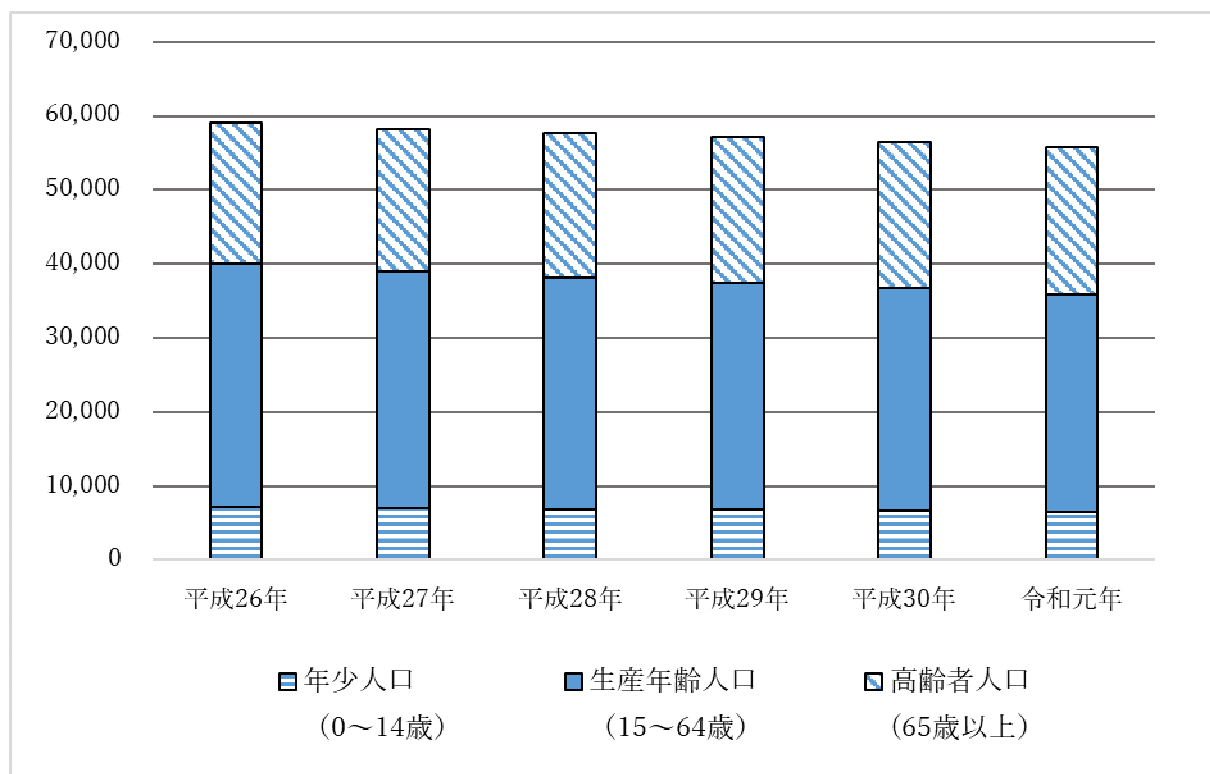
## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1. 人口の状況

本市の人口は、令和元年10月1日現在で55,802人です。平成24年以降緩やかな減少傾向にあり、平成26年から令和元年の5年間で約3,176人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口は増加していますが、生産年齢人口、年少人口は減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
年少人口 (0~14歳)	7,185	7,004	6,888	6,770	6,647	6,524
生産年齢人口 (15~64歳)	32,766	31,984	31,308	30,702	30,045	29,416
高齢者人口 (65歳以上)	19,027	19,245	19,508	19,667	19,817	19,862
総人口	58,978	58,233	57,704	57,139	56,509	55,802

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2. 障がい者手帳等の所持者数

### (1) 身体障がい者

本市における身体障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和元年度末現在で 3,063人となっています。総人口に占める割合は、平成 26年度から令和元年度まで減少傾向にあり、令和元年度末現在では 5.49%となっています。

等級別にみると、ほぼすべての等級において減少傾向にあります。また種類別にみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が多くを占めています。

身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区分		H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度
等級別	1 級	1,029	1,005	1,023	1,036	973	941
	2 級	501	490	476	478	445	426
	3 級	586	575	562	557	511	491
	4 級	799	787	777	747	714	713
	5 級	306	297	299	287	267	263
	6 級	262	244	237	236	237	229
種類別	視覚障がい	219	206	195	187	165	156
	聴覚・平衡機能障がい	350	340	340	334	315	303
	音声・言語・そしゃく機能障がい	39	38	41	38	31	29
	肢体不自由	1,848	1,801	1,785	1,762	1,641	1,591
	内部障がい	1027	1013	1013	1020	995	984
合計		3,483	3,398	3,374	3,341	3,147	3,063
総人口に占める割合%		5.91	5.84	5.85	5.85	5.57	5.49

身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移

単位：人

区分	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度
18 歳未満	42	41	40	43	37	34
18～64 歳	669	698	678	602	598	565
65 歳以上	2,772	2,659	2,656	2,696	2,512	2,464
計	3,483	3,398	3,374	3,341	3,147	3,063

資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

## (2) 知的障がい者

本市の療育手帳所持者数は、平成26年度から微増で推移しており、令和元年度末現在で669人となっています。総人口に占める割合は緩やかに増加しており、平成26年度から令和元年度の5年間で0.2ポイント増加し1.2%となっています。

療育手帳所持者の推移

単位：人

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
等級別	A（重度）	206	212	213	214	217	212
	B（中軽度）	385	387	408	427	440	457
合計		591	599	621	641	657	669
総人口に占める割合%		1	1.03	1.08	1.12	1.16	1.2

療育手帳所持者（年齢別）の推移

単位：人

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
18歳未満	73	73	77	90	93	97
18歳以上	518	526	544	551	564	572
合計	591	599	621	641	657	669

資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

## (3) 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度末現在で400人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成26年度から5年間で0.26ポイント増加し、令和元年度は0.72%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
等級別	1級	16	19	19	20	20	23
	2級	187	198	203	214	221	271
	3級	66	76	82	87	93	106
合計		269	293	304	321	334	400
総人口に占める割合%		0.46	0.5	0.53	0.56	0.59	0.72

資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

### 3. 障がい者の医療制度

障がい者の医療制度には、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）及び重度心身障害者医療費給付事業（重度医療）があります。

#### 【更生医療】

疾病、負傷そのものの治療でなく、一般医療によって既に治癒した障がいのある人に対し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために、障がいの除去・軽減を図ることを目的とし、必要な医療費の一部を給付するものです。

例えば、肢体・心臓等の手術や腎臓機能障がい除去する人工透析療法などがあります。

（単位：人、千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
支給人数	250	254	263	248	262	255
公費負担額（市）	96,616	106,467	121,604	142,843	154,649	151,899

#### 【育成医療】

身体上の障がいを有する児童、または罹患（りかん）している疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童（いずれも 18 歳未満）であって、確実な治療効果を期待し得る場合、必要な医療の給付を行うものです。

例えば、肢体、心臓等の手術や唇顎口蓋裂に伴う歯科矯正療法などがあります。

（単位：人、千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
支給人数	22	15	13	16	13	13
公費負担額（市）	1,198	374	1,010	836	872	763

#### 【精神通院】

精神疾患のために通院による医療を受ける場合、継続的に医療費の負担がかかります。そのような方々のために、通院にかかる医療費の負担を軽減するものです。

例えば、統合失調症や気分障がい、てんかん等の精神疾患の治療があります。

（単位：人、千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
支給人数	743	793	814	846	873	901
公費負担額（県）※	2,792,086	2,940,059	2,954,066	3,081,549	3,095,338	3,121,040

※県事業のため、大分県全体の医療費（公費）を計上。

## 【重度医療】

重度心身障がいのある人や児童の疾病または負傷について、医療保険による給付が行われた場合には、その自己負担額（食事療養費を除く）を公費で負担するものです。ただし、所得制限があり、一部自己負担になる場合があります。

（単位：人、千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
支給人数	1,563	1,544	1,543	1,524	1,539	1,530
公費負担額（市）	123,437	121,557	121,335	117,804	124,866	116,259

## 4. 地域資源の状況

### （1）障がい福祉サービス・児童通所提供事業所

市内の障がい福祉サービス・児童通所提供事業所の設置状況は以下の通りです。

図表 障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数	利用者 市内割合	事業項目	事業所数	利用者 市内割合
居宅介護	14	—	共同生活援助	34	43.0
重度訪問介護	12	—	宿泊型自立訓練	1	22.6
同行援護	5	—	施設入所支援	4	22.5
行動援護	3	—	自立生活援助	3	95.9
重度障害者等包括支援	1	—	計画相談支援	10	62.4
生活介護	9	37.3	地域移行支援	7	96.9
自立訓練（機能訓練）	1	100.0	地域定着支援	7	96.9
自立訓練（生活訓練）	3	17.2	児童発達支援	3	61.2
就労移行支援	3	33.4	医療型児童発達支援	0	—
就労継続支援A型	6	59.4	放課後等デイサービス	6	90.6
就労継続支援B型	10	72.2	保育所等訪問支援	1	53.9
療養介護	0	—	障害児相談支援	9	91.8
短期入所（福祉型）	4	45.0	福祉型障害児入所施設	1	—
就労定着支援	3	46.2	居宅型児童発達支援	0	—

資料：宇佐市調べ（令和2年12月現在）

## (2) 相談支援

### ①障がい児・者相談支援事業所

障がいのある人の自立した社会生活の実現を目的として、障がいのある人からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在市内の事業所では指定一般相談支援事業所が7か所、指定特定相談支援事業所が10か所、指定障害児相談支援事業所が9か所、相談業務に携わっています。

### ②民生委員・児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、厚生労働大臣から委嘱された179名が活動しています。

### ③宇佐市身体・知的障がい者相談員

身体や知的の障がいに関する相談を受ける相談員を11名の方に委嘱しています。

## 5. 関係団体ヒアリング調査の概要

### (1) 実施概要

市内の障がい福祉サービス提供事業者等を対象とし、障がいのある人への支援の実態やニーズ、意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

- 調査対象：本市に所在する福祉関係団体及び本市に所在する福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2年6月～8月
- 調査方法：郵送配付・郵送回収・対面ヒアリング
- 配付・回収

	配付数	回収数	回収率
福祉サービス提供事業所	23件	23件	100%

主に障がい福祉サービス等に対するニーズやサービスの質を向上させるための取組などについての状況を尋ねています。

また、本計画策定に当たって、各事業所で進めていこうと思う取組や、そのために行政(市)の取組として必要と思うこと及び提案等について意見を聴取しました。

ここでは、本計画策定に当たっての意見(必要と思う取組)を抜粋し、回答内容の意図を変えない範囲で要約しています。

## (2) ヒアリング調査結果概要

### ○宇佐市で取り組みたい内容や研修等がありますか？

- ・サービス管理（責任）者研修
- ・制度改正や法改正の研修。事務担当者間の研修。
- ・福岡寿先生（日本相談支援専門員協会顧問）の講義を聞きたい。
- ・災害時の福祉避難場所のあり方(実際どんな協力が必要であり、また可能であるのか)
- ・各事業所の強みや特色を知る機会
- ・各施設管理者の会議(年3回くらい)
- ・虐待防止研修。刑務所出所者への理解。映画上映。
- ・コロナ等の発生で大変であった事、どのりきったか等、実例があれば教えてもらえるような研修を希望する。
- ・各事業所、中途採用や他業種から就職された方が多いと思う。「こころとからだの相談支援センター」でやっているような各種障害の基本的な研修会が宇佐市内であってもいいのではと思う。「親なきあと」の支援について具体的支援を知りたいという当事者、ご家族が多いと思う。
- ・研修等の参加を色々な人ができるよう、宇佐市で取り組んでほしい。
- ・福祉関連の研修はたくさんあるが、権利擁護の基本的な研修は少ないような気がする。利用者や支援者の前に、”人として” どう向き合うのか。支援員として知識・技術の向上ももちろん大切だが、困っている人がいたらどうするべきか。等の”気づき”のある研修等お願いしたい。
- ・色々な支援に対する法的内容について、研修等があれば良いかと思われる。

### ○地域関係者がつながるためにどんな取り組みがあると思いますか？

- ・実践あるのみと思うが、一番取り組出来ていない部分。地道に一番つながりやすい民生・児童委員との交流(必要な時)で顔つなぎをしていくしかないのでは。以前は障がいについて各地区の民生委員の集まりに参加したことがありました。
- ・地域生活支援拠点等の協議を切り口として、宇佐市自立支援協議会を活性化させていく。具体的には、地域生活支援拠点の運営状況を検証・検討する場を作る。
- ・コーディネーターの設置。地域行事への参加等の共同。
- ・日頃からの情報共有。
- ・種々の機関を取りまとめるコーディネーターが必要。
- ・宇佐市障害者(児)施設連絡協議会にて、いろいろな研修や懇親会を開催している。
- ・少人数での懇親会から人数を増やす(顔の見える関係性の再構築)
- ・自立支援協議会全体会の回数を増やす。
- ・異業種が集まり、これからの問題や未来を考える。
- ・地区の自治委員や民生委員との関係を築く。
- ・コロナでイベント等が出来なくなっているが、出来るようになったら福祉の事業所で協力して、何かイベントを行うとよいと思う。

- ・「市民集会」や「ピアサポートフェスティバル」、「自立支援協議会」等の集まりが地域関係者とつながる下地になっていると感じる。継続的な開催と各事業所への参加呼びかけが重要だと思う。
- ・地域の行事等に積極的に参加(街づくり協議会等)
- ・まずは自分たちの事業所のある地区等の行事等に積極的に参加する機会を設け、そこから民生委員等か関りのある地域を拓げていくことではないだろうか。また地域の学校とつながることが出来れば、子供から高齢者までつながることが出来る。地区地域から小学校等、接点を持つ機会が大切だと思う。

### (3) アンケート「こんな宇佐市になったらいいなあ」結果

本市には自立支援協議会のもと、「こども支援部会」「就労支援部会」「精神保健福祉部会」「相談支援部会」「当事者ワーキング」などの部会等があり、それぞれの部会等で意見・要望等を福祉施策に活かしてきました。今回も、各部会員の方にアンケートのご協力をいただきました。

- ・防災について、現在、福祉避難所の開設は、災害発生時に一般の避難所（四日市コミュニティ等）に避難をして福祉避難所を開設後に移動し避難することになっているが、災害時に自治体が早急に対応できるのか不安。
- ・買い物行きたい場所へ行くのに障がい者手帳重度じゃない人、バス、数ないし、バス停しか停まらなくてタクシー代高い
- ・病院に行くとき、病院、薬代が高いので、なかなか病院に行けない。
- ・障害のある方もない方も過ごせて暮らせるように皆それぞれの意見をアンケートもしくは会の中で出していき、その中で皆さんが思う事を考えてまとめてベストを出していけるようにしていきたいです。
- ・路線バス変更について（善光寺駅から新鮮市場やコスモスなどの方へ行ってほしい。安心院からミスターMax やゆめマートの方へ行ってほしい。）
- ・障がい者に対してお店の対応をやさしく接するようにしてほしい。
- ・避難時に障がい者に対してどのような対応をしてもらえるのか。教えて欲しい。
- ・「バリアフリーで暮らしやすい宇佐市づくり」
- ・不足するバリアフリー市営住宅の拡充を！（建築）
- ・誰もが“共に暮らし、共に生きる”宇佐市 家の前を車いすの人が、介護する人とされる人が笑顔で散歩する姿を目にする地域。支援学校の生徒数が増加している今頃、地域の小学校中学校では生きづらくなっているのでしょうか。いわゆる障がいを持っている子どもたちも生き生きと生活できる場が地域の学校であるならば、いわゆる定型発達をしている子どもたちも、多様性が自然と身に付いた大人になるだろうに…
- ・点字ブロックは多いが、夜間に点灯する点字ブロックを整備してほしい。
- ・音のする信号機が法鏡寺の交差点のみなので、他の信号機にも設置してほしい。
- ・現状では3歳6か月児健康診査は全員が対象となっていますが、子どもたちの困りや親の不安が見え、相談が増えるのは、4～5歳児の就学前の時期です。ところがこの時期の子どもを対象とした健康診査はなく、5歳児すこやか相談会があるので、そのすこや



か相談会は対象者のみとなっています。

しかし、対象から外れた子どもたちにも困りや不安を抱えた子どもも数多く、親も相談できる場所がないと忙しさでそのままやり過ごしてしまい、園や学校で進級、進学しても親と園や学校が困りや不安を共有できず、それぞれが大変な実態になっていることが報告されています。他県、他市では3歳から小さな困りや不安も相談でき、成長とともに支援体制もできていると聞きます。

そこで、宇佐市での5歳児すこやか相談会を全員対象として親が安心して相談できる体制の整備をお願いします。

- 第3次宇佐市障がい者計画の中で、「(1) 障がいのある人が住みやすい地域づくり③情報環境」があるが、現在実施されている策定（手話講習会、教育機関への手話出前、市役所に手話通訳者の配置、市役所職員対象とした手話講習会）の他に、将来を考えて、“音声認識アプリ「UDトーク」の導入”、（例 窓口に設置、市議会で議事録作成の負荷軽減等）があると良いなと思います。聴覚障がい者だけではなく、外国人や耳が遠くなってしまった高齢の方とのコミュニケーションのツールの一つになれると思います。
- 会議の場面においての提案。肢体に不自由のある方の位置の配慮。視覚不自由な方は、冊子の説明時に何ページと明確に伝えてほしい。文字の大きさ。資料の方向を揃えてほしい。指が動かないと定位置にするまで必死で他のことを聞きそびれる。

### 第3章 障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）

#### 1. 障がい福祉サービスの見込量

##### （1）訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は発達障がい等により行動上著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### 【第5期の進捗状況】

種類		延利用時間（時間／月）			実利用者数（人／月）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込	H30年度	R元年度	R2年度見込
居宅介護	目標値	1,648	1,632	1,616	103	102	101
	実績	1,863	1,564	1,564	103	98	98
重度訪問介護	目標値	1,217	1,217	1,217	3	3	3
	実績	926	1,432	1,910	2	3	4
同行援護	目標値	169	182	195	13	14	15
	実績	68	80	80	10	8	8
行動援護	目標値	109	109	109	8	8	8
	実績	127	98	98	9	6	6
重度障害者等包括支援	目標値	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	—	1	0	0

##### 【第6期の見込量】

種類	延利用時間（時間／月）			実利用者数（人／月）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	1,548	1,548	1,532	97	97	96
重度訪問介護	1,910	1,910	1,910	4	4	4
同行援護	80	80	80	8	8	8
行動援護	98	98	98	6	6	6
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

## 【分析、評価】

- ・居宅介護については、H30 年度より減少傾向となっています。ヘルパー不足が続いており、サービスの調整が困難なケースが出てきている為、ヘルパーの確保が課題となっています。
- ・重度障害者等包括支援の対象者は現在いません。

## (2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 【平成 30 年度新規】	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 【第 5 期の進捗状況】

種類		延利用日数 (日数/月)			実利用者数 (人/月)		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
生活介護	目標値	4,098	4,140	4,181	198	200	202
	実績	3,726	3,574	3,701	183	169	175
自立訓練 (機能訓練)	目標値	104	104	104	4	4	4
	実績	13	47	47	1	2	2
自立訓練 (生活訓練)	目標値	88	88	88	8	8	8
	実績	76	120	120	9	11	11
就労移行支援	目標値	798	840	882	38	40	42
	実績	169	137	137	11	10	10
就労継続支援 (A型)	目標値	1,960	2,000	2,040	98	100	102
	実績	2,049	1,953	1,953	109	99	99
就労継続支援 (B型)	目標値	3,857	4,047	4,237	203	213	223
	実績	4,289	4,282	4,320	224	224	226
就労定着支援	目標値	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	1	4	5

種 類		延利用日数（日数／月）			実利用者数（人／月）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
療養介護	目標値	—	—	—	18	18	18
	実績	—	—	—	18	19	20
短期入所 （福祉型、医療型）	目標値	101	101	101	13	13	13
	実績	60	32	34	11	7	8

### 【第6期の見込量】

種 類	延利用日数（日数／月）			実利用者数（人／月）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	3,701	3,870	3,870	175	183	183
自立訓練（機能訓練）	47	47	47	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	120	120	120	11	11	11
就労移行支援	137	137	137	10	10	10
就労継続支援（A型）	1,953	1,953	1,953	99	99	99
就労継続支援（B型）	4,358	4,396	4,434	228	230	232
就労定着支援	—	—	—	7	10	12
療養介護	—	—	—	20	21	21
短期入所（福祉型、医療型）	34	34	34	8	8	8

### 【分析、評価】

- ・生活介護については、高齢化による（介護保険への移行）微減が見込まれる一方、利用者の重度化（就労サービスからの移行）による利用者の増加が見込まれます。また、令和2年度中に1カ所開設されることもあり増加する見込みです。
- ・自立訓練や就労移行支援は、1年半～2年間の有期サービスのため横ばいの見込みです。
- ・就労定着支援については、各年の就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を通じて一般就労した人数の7割を目標値としました。
- ・療養介護については、重度化や医療的ケア等の利用者の増加が見込めます。

### （3）居住系サービス

事業項目	事業内容
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室等を使い、日常生活能力を向上させるための支援や、日常生活上の助言を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
自立生活援助 【平成30年度新規】	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

## 【第5期の進捗状況】

種 類		実利用者数（人／月）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
自立生活援助	目標値	—	—	—
	実 績	7	21	25
共同生活援助	目標値	125	132	139
	実 績	135	135	136
宿泊型自立訓練	目標値	7	7	7
	実 績	8	8	8
施設入所支援	目標値	116	115	114
	実 績	113	109	108

## 【第6期の見込量】

種 類	実利用者数（人／月）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	10	10	10
共同生活援助	137	138	139
宿泊型自立訓練	8	8	8
施設入所支援	108	108	107

## 【分析、評価】

- ・自立生活援助は、平成 30 年度新設事業のため平成 30～令和元年度は増加傾向でしたが、1 年間の有期サービスのため、現利用者が終了し一旦減少し、その後横ばいの見込みです。
- ・共同生活援助については、グループホームの新・増設を検討している法人がありますが、他市の利用者もいると思われるため微増の見込みです。
- ・宿泊型自立訓練は 2 年間の有期サービスのため、急増は見込めず横ばいの見込みです。
- ・施設入所支援（中期的入所者を含む）については、令和元年度 3 月の 1.6%減を令和 5 年度の目標値としました（ $109 \text{ 名} \times 1.6\% \div 2 \text{ 名減} = 109 \text{ 名} - 2 \text{ 名} = 107 \text{ 名}$ ）。

## （４）相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がいのある人又は障がい者支援施設等に入所している障がいのある人につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がいのある人につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

## 【第5期の進捗状況】

種 類		実利用者数（人／月）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
計画相談支援	目標値	130	134	138
	実績	134	134	135
地域移行支援	目標値	4	5	6
	実績	2	6	6
地域定着支援	目標値	5	6	7
	実績	6	10	35

※地域移行支援・地域定着支援については年間の実利用者数とする。

## 【第6期の見込量】

種 類	実利用者数（人／月）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	140	145	150
地域移行支援	5	5	5
地域定着支援	50	65	80

## 【分析、評価】

- ・計画相談支援については、新規のサービス利用者増により増加が見込まれます。
- ・地域定着支援については、自立生活援助が終了し地域定着支援に移行した人が一時的に増加しています。その後は、地域生活支援拠点の緊急時に備えて利用者（登録者）が増加する見込みです。

## （5）障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	就学前の児童の日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童の児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 【平成30年度新規】	重度の障がい等により外出が困難な児童に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

事業項目	事業内容
障害児相談支援	障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
障害児入所施設 (福祉型、医療型)	障がいのある児童のための児童福祉施設(入所)で、児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。 ※実施主体が県のため、実績・見込み量は計上しない。

### 【第1期の進捗状況】

種類		延利用日数(時間/月)			実利用者数(人/月)		
		H30年度	R元年度	R2年度見込	H30年度	R元年度	R2年度見込
児童発達支援	目標値	213	223	233	22	23	24
	実績	273	257	259	22	25	22
医療型児童発達支援	目標値	65	65	65	8	8	8
	実績	52	24	43	7	5	6
放課後等 デイサービス	目標値	823	837	851	58	59	60
	実績	997	1,320	1,466	73	88	119
保育所等訪問支援	目標値	2	4	6	1	2	3
	実績	0	3	5	0	3	5
居宅訪問型 児童発達支援	目標値	—	—	—	—	—	—
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	目標値	—	—	—	23	25	27
	実績	—	—	—	20	28	29

### 【第2期の見込量】

種類	延利用日数(日数/月)			実利用者数(人/月)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	270	281	292	23	24	25
医療型児童発達支援	43	43	43	6	6	6
放課後等デイサービス	1,509	1,554	1,600	122	125	128
保育所等訪問支援	6	7	8	6	7	8
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	—	—	—	30	31	32

### 【分析、評価】

- ・児童発達支援および放課後等デイサービスについては、漸増が続くものと思われます。
- ・保育所等訪問支援については、事業の周知を行なっており、利用者の増加が見込まれます。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、現在市内に対応可能な事業所が存在しません。
- ・障害児相談支援についてはサービス利用者増により増加が見込まれます。

## 2. 地域生活支援事業の見込量

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

「ともに生きる」地域共生社会をめざす宇佐市民集会（平成19年～）やピアサポート・フェスティバル（平成20年～）、親子手話教室（平成30年度～）等の開催、パンフレットの作成を行い、地域住民等への障がいのある方への理解促進を図りました。

**【第5期の進捗状況】** ※新型コロナウイルス感染症予防のため、各イベントは次年度へ延期

種 類		実施件数（件／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
理解促進研修・啓発事業	目標値	3	3	3
	実績	4	3	1

#### 【第6期の見込量】

事業名	実施件数（件／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓発事業	3	3	3

#### ②自発的活動支援事業（ピアサポート事業）

余暇時間に趣味や習い事を地域住民や当事者が指導者となり、障がいのある人と地域の人々が理解を深める活動を支援します。

将棋教室は、月2回・年間24回の活動。平成30年度中に講師の体調不良により中断、復帰後に調整協議を重ねたが継続困難となり中止となりました。

#### 【第5期の進捗状況】

事業名		延参加者数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
将棋教室	目標値	150	150	150
	実績	93	—	—
絵手紙教室	目標値	190	190	190
	実績	139	157	60
音楽教室	目標値	80	80	80
	実績	55	48	20
クッキングクラブ	目標値	100	100	100
	実績	115	109	60



### 【第6期の見込量】

事業名	延参加者数（人／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度
絵手紙教室	160	160	160
音楽教室	50	50	50
クッキングクラブ	110	110	110

### ③相談支援事業

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		実施箇所数（箇所／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込
障害者相談支援事業	目標値	3	3	3
	実績	3	3	3
住宅入居等支援事業	目標値	1	1	1
	実績	1	1	1

### 【第6期の見込量】

事業名	実施箇所数（箇所／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業	3	3	3
住宅入居等支援事業	1	1	1

### ④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部又は全部を助成します。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		利用件数（件／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込
成年後見制度利用支援事業	目標値	1	1	2
	実績	0	0	0

### 【第6期の見込量】

事業名	利用件数（件／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

### ⑤意思疎通支援事業

事業項目	事業内容
手話通訳・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別およびグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人等が相談、手話等における意思疎通を容易にするために、手話通訳者を福祉課に配置します。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		派遣件数（件／年）			登録者数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
手話通訳・要約筆記者派遣事業	目標値	180	189	198	11	12	13
	実績	79	79	80	21	17	20

事業名		配置人数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
手話通訳者設置事業	目標値	—	—	—
	実績	2	2	2

### 【第6期の見込量】

事業名	派遣件数（件／年）			登録者数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳・要約筆記者派遣事業	85	90	95	21	22	23

事業名	配置人数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者設置事業	2	2	2

## ⑥日常生活用具給付等事業

日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		利用件数（件／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
介護訓練支援用具	目標値	2	2	2
	実績	5	6	5
自立生活支援用具	目標値	12	12	12
	実績	37	23	30
在宅療養等支援用具	目標値	12	12	12
	実績	14	9	10
情報・意思疎通支援用具	目標値	50	50	50
	実績	27	30	30
排せつ管理支援用具	目標値	1,445	1,459	1,473
	実績	1,488	1,611	1,620
住宅改修費	目標値	2	2	2
	実績	0	2	2

### 【第6期の見込量】

事業名	利用件数（件／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	30	30	30
在宅療養等支援用具	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	50	50	50
排せつ管理支援用具	1,630	1,640	1,650
住宅改修費	2	2	2

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		実施回数		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
手話奉仕員養成研修事業	目標値	47	47	47
	実績	47	43	40

### 【第6期の見込量】

事業名	実施回数		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成研修事業	47	47	47

### ⑧移動支援事業

障がいのある人の日常生活、社会生活に必要な屋外での移動に対して、障がいのある人1人に対して支援者1人の個別支援、又は障がいのある人複数人に対する支援を行います。

移動支援事業（グループ型）は、屋外での移動に困難がある障がい者・児に対し、地域住民によるボランティアが安全かつ快適な外出支援を行うことにより、仲間と一緒に余暇をいきいきと楽しむとともに、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

### 【第5期の進捗状況】

※グループ型移動支援は新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年3月以降規模縮小

事業名		延利用者数（人／年）			延利用時間（時間／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
移動支援事業（個別型）	目標値	30	30	30	2,160	2,160	2,160
	実績	174	168	150	1,590	1,415	1,200
移動支援事業（グループ型）	目標値	—	—	—	—	—	—
	実績	938	962	300	1,743	1,564	500

### 【第6期の見込量】

事業名	延利用者数（人／年）			延利用時間（時間／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
移動支援事業（個別型）	170	170	170	1,600	1,600	1,600
移動支援事業（グループ型）	900	900	900	1,700	1,700	1,700

### ⑨地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### 【第5期の進捗状況】

※新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年3月～5月は閉所

事業名		実施箇所（箇所／年）			延利用者数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
地域活動支援センター I 型	目標値	1	1	1	—	—	—
	実績	1	1	1	6,350	5,995	5,404

### 【第6期の見込量】

事業名	実施箇所（箇所／年）			延利用者数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域活動支援センター I 型	1	1	1	6,350	6,350	6,350

## (2) 任意事業

### ①福祉ホーム事業

---

住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室などの設備を利用させるとともに、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

#### 【第5期の進捗状況】

事業名		実利用者数（人／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込
福祉ホーム事業	目標値	2	2	2
	実績	2	1	1

#### 【第6期の見込量】

事業名	実利用者数（人／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度
福祉ホーム事業	1	1	1

### ②訪問入浴サービス事業

---

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の障がいのある人への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

#### 【第5期の進捗状況】

事業名		実利用者数（人／年）			延利用回数（回／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込	H30年度	R元年度	R2年度見込
訪問入浴サービス事業	目標値	0	1	1	0	120	120
	実績	1	2	2	26	107	70

#### 【第6期の見込量】

事業名	実利用者数（人／年）			延利用回数（回／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	1	1	1	50	50	50

### ③日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するために行う日常的な訓練などを行います。

#### 【第5期の進捗状況】

事業名		実利用者数（人／年）			延利用人数（人／年）		
		R30 年度	R 元年度	R2 年度見込	R30 年度	R 元年度	R2 年度見込
日中一時支援事業	目標値	50	50	50	495	495	495
	実績	54	50	40	408	361	300

#### 【第6期の見込量】

事業名	実利用者数（人／年）			延利用回数（回／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日中一時支援事業	50	50	50	400	400	400

### ④巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や学校等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や子どもの保護者に対し、障がいの早期把握・早期対応のための助言等の支援を行います。

#### 【第5期の進捗状況】

事業名		巡回回数（回／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
巡回支援専門員整備事業	目標値	65	70	75
	実績	31	53	30

#### 【第6期の見込量】

事業名	巡回回数（回／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
巡回支援専門員整備事業	60	65	70

## ⑤地域移行のための安心生活支援事業

---

地域での一人暮らしを目指す障がいのある人に、宿泊が体験できる居室を提供し、日常生活に向けた訓練の機会を提供します。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		延利用人数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
地域移行のための 安心生活支援事業	目標値	5	6	7
	実績	0	0	3

### 【第6期の見込量】

事業名	延利用人数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域移行のための 安心生活支援事業	4	5	6

## ⑥生活サポート事業

---

介護給付費支給決定者以外の者に対してホームヘルパー等を派遣し、生活及び家事等の支援を行います。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		延利用人数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
生活サポート事業	目標値	4	5	6
	実績	1	1	1

### 【第6期の見込量】

事業名	延利用人数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活サポート事業	1	1	1

## ⑦障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等を行うため、虐待防止センターを設置し、障がい者の尊厳を守り、地域で自立した生活が送れるように支援します。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		設置箇所（箇所／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込
虐待防止センターの設置	目標値	—	—	—
	実績	1	1	1

### 【第6期の見込量】

事業名	設置箇所（箇所／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度
虐待防止センターの設置	1	1	1

## ⑧障がい者芸術文化活動支援事業【新規】

障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を冗長するための環境整備や必要な支援を行います。

### 【第5期の進捗状況】

事業名		実施回数（人／年）			延参加者数（人／年）		
		H30年度	R元年度	R2年度見込	H30年度	R元年度	R2年度見込
芸術文化活動支援事業	目標値	—	—	—	—	—	—
	実績	—	3	3	—	100	91

### 【第6期の見込量】

事業名	実施回数（人／年）			延参加者数（人／年）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
芸術文化活動支援事業	3	3	3	100	100	100



### 3. その他の見込量

#### (1) 発達障がい者等に対する支援【新規】

##### 【第5期の進捗状況】

事業名		参加者数（人／年）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
ペアレントトレーニング等の受講者	実績	7	6	6
ペアレントメンターの人数	実績	1	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	実績	143	101	102

##### 【第6期の見込量】

事業名	参加者数（人／年）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニング等の受講者	6	6	6
ペアレントメンターの人数	-	-	-
ピアサポートの活動への参加人数	140	140	140

## 第4章 成果目標

### 1. 令和5年度末の目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

##### ①第5期（令和2年度末）の状況

平成28年度末入所者数の9%以上を地域移行、施設入所者数を2%以上減（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。

項目		数値	備考
地域移行者数	R2年度の 見込数	11人	国指針9% → H29.3.31 入所者×9% (115人×9%=11人)
施設入所者数	R2年度の減少 見込数	3人	国指針2% → H29.3.31 入所者×2% (115人×2%=3人)

○移行者数及び施設入所者数（実績）

年度	H30年度	R元年度	R2年度見込	合計	目標値
移行者数	6	0	1	7	11
入所者数	115	109	108	—	112

#### 【分析・評価】

地域移行者数及び施設入所者数については、平成30年度に有料老人ホーム・グループホームが開設したことで地域へ移行し、入所者数の減少につながった。

##### ②第6期（令和5年度末）の目標

令和元年度末入所者数の6%以上を地域移行、施設入所者数を1.6%以上減（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。

項目		数値	備考
地域移行者数	R5年度の 見込数	7人	国指針6% → R2.3.31 入所者×6% (109人×6%=7人)
施設入所者数	R5年度の減少 見込数	2人	国指針1.6% → R2.3.31 入所者×1.6% (109人×1.6%=2人)

○移行者数及び施設入所者数（見込み）

年度	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込	合計	目標値
移行者数	2	2	3	7	7
入所者数	108	108	107	-	107

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

### ①第5期（令和2年度末）の状況

ア 令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

平成29年度に宇佐市自立支援協議会の専門部会として、市、医療機関、相談支援事業所、保健所の職員で構成する「精神保健福祉部会」を設置しました。

今後、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、話し合いや取組を進めていきます。

#### 【分析・評価】

精神保健福祉部会は、平成29年度設置以降、年間5回程度開催しています。地域移行支援や地域定着支援の促進のために地域相談支援制度の共通理解（制度説明や事例の報告）や先進地視察を行い、地域相談支援利用者及び実施事業所を増やすことができました。また、退院促進に向けた取り組みとして、精神科病院の看護師向け「地域移行勉強会」を開催し、その際ピアサポーターを活用しました。相談支援部会と共催で大分県高次脳機能障がい支援拠点機関を講師に研修会を行い、障がいの理解や介護保険事業所との連携を図りました。引き続き課題の検討と共有を行い、成果を評価するプロセスを循環させ、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいきます。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

精神病床における長期入院患者数等につきましては、大分県の指標を基に設定した障がい福祉サービス見込量（地域移行支援）を目標値として、退院促進に向けた取組を進めていきます。

#### 【分析・評価】

地域移行支援の実績としてはH30年度2名、R元年度5名、R2年度3名（見込）がありました。引き続き、大分県や関係機関と連携し、長期入院患者の地域移行を推進していきます。

## ②第6期（令和5年度末）の目標

ア 令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

設置年度	平成29年度～
名称	宇佐市自立支援協議会 精神保健福祉部会
目標設定	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、宇佐市で精神障がい者が安心して生活し続けていくために、症状等の不安定性からくる生活のしづらさを関係機関で共有し、支えていく仕組みづくりの推進を図る。
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院：1人</li> <li>・福祉サービス提供事業所：3人</li> <li>・保健所：1名</li> <li>・訪問看護ステーション：1人</li> <li>・相談支援事業所：6人</li> <li>・市（保健・福祉）：4人</li> </ul>

### ○開催及び評価の実施回数

	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込
開催回数	5	5	5

### イ 精神障がい者の福祉サービス利用者数の見込み量

サービス名	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込
地域移行支援	4	4	4
地域定着支援	30	39	48
共同生活援助	50	50	50
自立生活援助	5	5	5

### (3) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

#### ①第5期（令和2年度末）の状況

令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等が担う機能や効果等について北部圏域（中津市・豊後高田市・宇佐市）で検討を行い、令和2年度末までに整備を目指します。

#### 【分析・評価】

令和2年度末までに、宇佐市単独で5つの機能をもった地域生活支援拠点を面的整備型で整備するために、令和2年度から自立支援協議会の下部組織として地域生活支援拠点ワーキングを立ち上げ、月1回の協議・検討の場を設けるとともに、福祉計画と併せて事業所ヒアリングの実施や勉強会を開催しました。自立支援協議会全体会（2月開催）の承認を経て、整備完了とし、令和3年4月から運用を開始します。

#### ②第6期（令和5年度末）の目標

令和5年度末までの間に、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運営状況の検証及び検討をする。

宇佐市自立支援協議会内にて、地域生活支援拠点の評価・点検する場を年1回以上設け、機能の強化・充実を図ります。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行【継続】【新規】

#### ①第5期（令和2年度末）の状況

ア 一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍  
＜一般就労移行者数＞

項目	数値	備考
令和2年度の年間一般就労移行者数	14人	国指針（H28年度実績×1.5） 9人×1.5=14人

○移行者数

年度	H30年度	R元年度	R2年度見込	目標値
移行者数	6	12	7	14

#### 【分析・評価】

就労支援部会にて、一般企業へ福祉就労の状況を知ってもらう取り組みも進めてきましたが、一般就労が難しく継続支援を活用している方も多いのが現状です。個々の状況を踏まえ、多様な働き方も検討しながら、賃金の向上や一般就労などの目標を事業ごとに設定し、目標に沿った支援が出来るよう、一人ひとりの可能性や生活を長い目で見ていく就労支援の取り組みを進めていきます。

イ 就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度実績の 20%増

<就労移行支援事業所利用者数>

項目	数値	備考
令和 2 年度の就労移行支援事業利用者数	42 人	国指針 (H28 年度実績×1.2) 35 人×1.2=42 人

○就労移行支援利用者数

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	目標値
利用者数	18	17	21	42

### 【分析・評価】

市内の就労移行支援事業所が 4 事業所から 3 事業所へ減少しています。また、2 年間の有期サービスという事もあり、利用者数の目標は達成できていない状況です。

ウ 一般就労への移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所が全体の 5 割以上

<就労移行支援の事業所ごとの移行率>

項目	数値	備考
令和 2 年度の就労移行支援の事業所ごとの移行率	2 事業所	平成 29 年 10 月現在における就労移行支援事業所数 4 事業所

○移行率

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込	目標値
就労移行事業所数	3	2	3	—
移行率 3 割以上	2	2	2	2

### 【分析・評価】

事業所ごとの移行率 3 割以上の事業所を 5 割以上とする目標は事業所が減少したなかですが、達成できています。

エ 就労定着支援利用開始 1 年後の就労定着率が 80%以上

<就労定着支援による職場定着率>

項目	数値	備考
令和 2 年度の職場定着率	未設定	※平成 30 年度創設の事業のため、目標値は設定していません。

○就労定着支援事業所

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
就労定着支援事業所数	2	3	3
うち就労定着率が 8 割以上	2	3	3

## 【分析・評価】

職場定着支援においては、全ての事業所で就労定着率が8割以上を達成しています。第6期では一般就労する者の内7割が就労定着支援を利用する目標ですが、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所と就労定着支援事業所が異なることから、連携が課題となります。

### ②第6期（令和5年度末）の目標

ア 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上する。

<一般就労移行者数>

項目	数値	備考
令和5年度の年間一般就労移行者数	16人	国指針（R元年度実績×1.27） 12人×1.27=16人

イ 令和元年度の一般就労への移行実績より、就労移行支援事業所は1.3倍以上、就労継続支援A型事業所は1.26倍以上、就労継続支援B型事業所は1.23倍以上を目指す。

<一般就労への移行者数>

項目	数値	備考
令和5年度就労移行支援から一般就労へ移行者数	6人	国指針（R元年度実績×1.3） 4人×1.3=6人
令和5年度就労継続支援A型から一般就労へ移行者数	9人	国指針（R元年度実績×1.26） 7人×1.26=9人
令和5年度就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1人	国指針（R元年度実績×1.23） 1人×1.23=1人

ウ 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援を利用する。

<就労定着支援の利用者>

項目	数値	備考
令和5年度就労移行支援等利用者の就労定着支援の利用者数	12人	国指針（一般就労移行者数×0.7） 16人×0.7=12人

エ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

<就労定着支援の就労定着率>

項目	数値	備考
令和5年度就労定着支援事業所の就労定着率	3事業所	国指針（就労定着支援事業所×7割） 3事業所×0.7=3事業所 ※ R2年9月時点 3事業所

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

### ①第1期（令和2年度末）の状況

ア 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。

本市では、平成26年4月に市内児童発達支援事業所が児童発達支援センターになり、障がいのある子どもの通所支援（児童発達支援）に加え、保護者への相談支援など重層的な支援を行えるようになりました。

今後、さらに児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもの発達支援と保護者への家族支援など地域支援体制を強化していきます。

#### 【分析・評価】

平成26年度中に児童発達支援センターを1か所設置後、新たなセンターの設置はないものの、保護者への相談支援など重層的な支援を行えるようになりました。

引き続き、さらに児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもの発達支援と保護者への家族支援など地域支援体制を強化していきます。

イ 令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。

障がいのある児童が在籍する保育所等を支援員が訪問し、児童が集団生活に適應することができるよう保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援」については、平成27年4月より市内1事業所が行っていますが、利用がない状況です。

今後、保護者や保育所等へのサービスの周知を行い、障がいのある児童がスムーズに保育所等に通えるよう、利用促進を図っていきます。

#### 【分析・評価】

平成30年度から保育所等訪問支援の利用が始まり、令和2年度は市内1事業所が行っており、5名の利用者がいます。今後、入学や進学など発達段階に応じてさらに利用者が増えるものと見込まれます。

ウ 令和2年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保することを基本とする。

重症心身障がいや医療的ケアが必要な児童についても、身近な所で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、行政が連携した支援体制をとり、受け入れを行っていきます。

#### 【分析・評価】

市内には主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所はありませんが、市内2ヶ所の共生型事業所（放課後等デイサービス・日中一時支援）で重度心身障がいや医療的ケアが必要な児童の受け入れや療育、入浴支援等を行っています。



エ 令和2年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。

平成25年度より医療的ケアが必要な人の現状及び課題の把握に向け、関係機関が集まり「医療的ケア検討会議」を開催しています。また、平成28年度より北部圏域においても、支援者間の情報共有やスキルアップ等を目的に「重症小児ケース支援会議」を行っています。

今後、医療的ケアが必要な人やその家族を地域で支えられるように、関係機関の連携を強化していきます。

### 【分析・評価】

医療的ケア児支援を目的とした「医療的ケア検討会議」を年2回程度開催しています。保護者や事業所を対象としたアンケートを実施し、保護者が抱えている課題や、市内で医療的ケアの対応が可能な事業所や事業所が抱える課題等について把握しました。医療的ケアを必要とされる方々へ途切れのない支援を行なっていくため、今後は医療的ケア者にも対象を拡大して会議を開催する予定です。

令和2年度には、北部保健所主催の定例会で「医療的ケア児保護者交流会」を行ない、4名の保護者が参加しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県障害福祉課と連携し、常時医療的ケアが必要な方を対象に消毒液の配付を行ないました。

## ②第2期（令和5年度末）の目標

ア 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。

児童発達支援センターの数	1箇所
--------------	-----

平成26年度に児童発達支援センターを市内に1カ所設置し、障がいのある子どもの児童発達支援やその保護者への相談支援等を実施しています。

今後、児童発達支援センターとさらなる連携を実施し、障がいのある子どもの発達支援と保護者への家族支援など地域支援体制を強化します。

イ 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。

保育所等訪問支援の実施	1箇所
-------------	-----

障がいのある子どもが在籍する保育所等を支援員が訪問し、児童が集団生活に適應することができるよう保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援」については、平成27年4月より市内の1事業所で実施しており、平成30年度から常に利用者がある状態です。

今後、教育委員会と連携して学校や保育所等へサービスの周知を行ない、障がいのある子どもがスムーズに保育所等に通えるよう、利用促進を図ります。

ウ 令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。

重心障がい児が利用している事業所	2箇所
身近な場所で重度心身障がいや医療的ケアが必要な児童が療育や支援を受けることができるよう、関係機関と連携の強化を図ります。	

エ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

協議の場の設置	有り（平成25年度～）
コーディネーターの数	3人
平成25年度より医療的ケアを必要とする方の現状及び課題を把握するため、関係機関が集まって「医療的ケア検討会議」を開催しています。さらに、平成28年度から北部圏域においても支援者間の情報共有やスキルアップ等を目的とした「重症小児ケース支援会議」を行なっています。今後、医療的ケアが必要な方やその家族を地域で生活していく上で周囲からの支援が得られるように、関係機関の連携を強化していきます。 令和元年度から養成の始まった医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和元年度に1名が受講を終了して配置されました。今後、市内の事業所と連携し、新たなコーディネーターの養成に努めます。	

### （6）相談支援体制の充実・強化等【新規】

各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

令和3年度より、これまでの相談支援事業に基幹相談支援センター等機能強化事業を導入し、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。
---

### （7）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築する。

県等主催の研修参加人数（市職員）	4人/年
自立支援協議会と連携し、身近な地域での研修体制の構築を目指し、人材の確保・養成を行います。委託相談支援事業所が中心となり、事例検討や研修を通じて、地域の相談支援専門員の人材育成を行います。大分県等主催する研修へ参加し、研修参加者による伝達研修等を行います。 また、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有します。	

令和2年度 宇佐市自立支援協議会委員名簿

分野	関係機関・団体名	役職名	氏名
1 学識経験者	宇佐市議会文教福祉常任委員会	委員長	和気 伸哉
	宇佐市民生・児童委員協議会	理事	木下 昌子
2 医療・保健関係者	社団法人 宇佐市医師会	顧問	徳光 伸一
	宇佐市自治会連合会	会長	貞池 富士生
3 その他の関係者	宇佐市手をつなぐ育成会	会長	渡辺 浩二郎
	宇佐市身体障害者福祉協議会	会長	池永 義則
4 障がい者の代表	障がい者代表	代表	江原 賀弘
	障がい者代表	代表	稲吉 光國
	宇佐市障がい者(児)施設連絡協議会	会長	瀧上 和惟
5 指定障害福祉サービス事業者	宇佐市社会福祉協議会	事務局長	土居 秀徳
	相談支援事業所「ぬくもり暖」	代表	内尾 和弘
	地域総合支援センター サポートネットすまいる	センター長	久保田 明義
	相談支援事業所 ルポーズ	施設長	石川 博一
	宇佐市小中学校特別支援教育部会	部会長	衛藤 浩明
6 教育・雇用関係機関	大分県立宇佐支援学校	校長	川野 克浩
	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	会長	平田 崇明
	宇佐公共職業安定所	所長	二宮 茂
	大分県北部保健所	所長	山下 剛
7 関係行政機関の職員	大分県北部保健所	所長	山下 剛
8 市職員	市福祉保健部	部長	岡部 輝明

## 宇佐市

第6期宇佐市障がい福祉計画  
第2期宇佐市障がい児福祉計画

令和年3年3月発行

発行者 宇佐市

編集 宇佐市福祉保健部福祉課

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

電話：0978-27-8141

FAX：0978-32-0341

URL：<http://www.city.usa.oita.jp/>